

総合窓口『ふむふむ』



～総合窓口でできる各種手続き等を随時ご案内します～



進学・就職・転勤等でお引越しされるみなさまへ



進学や就職、転勤など、引っ越しが多くなる今月は、転出手続きのご案内をさせていただきます。

住民票は、選挙人名簿などの各種登録や行政サービスにつながる大切な情報です。

進学や就職、転勤などで住むところが変わる人は、新しく住む場所が住所地になりますので、忘れずに転出手続きをしましょう。

転出手続きに必要なものは、異動届に記載する新しい住所と窓口に来られる人の運転免許証などの身分証明書と印鑑です。

本人以外の人が手続きをする場合は代理人となり、異動する人の委任状（※）も必要になります。

また、転出手続きの際に税金、水道、公営・町営住宅、福祉関係などの諸手続きが必要になる場合、それらも併せて総合窓口で済ませることができまので、町から発行された登録証や保険証等もご持参ください。

※委任状ってなに？

本来、本人がしなければいけないことを、他の人に任せる（委任）ことを証明する文書のことです。様式は総合窓口で取り寄せるか、下川町のホームページでもダウンロードすることができます。必要事項を記入・押印の上ご提出ください。



転出届けに必要なもの

本人または同世帯の人が手続きする場合

- ① 転出される人の新住所
 - ② 届出人の印鑑
 - ③ 身分証明証
 - ④ 印鑑登録証
 - ⑤ マイナンバーカード
- ※登録者のみ
- 代理人（本人以外の人）が手続きする場合
- ①～⑤ プラス 委任状



選挙の投票場所は？

■選挙で投票する場所は原則住民登録のある市町村になります。

⚠️ しかし！注意！

■住民票を移して3か月以上経過していないと新住所地で投票できません。もし住民票を移して3か月未満に選挙がある場合は、旧住所地が投票場所になります。



■お問い合わせ
税務住民課
総合窓口・住民生活グループ
☎ 4-2511 内線 116・117
☆ 4-251103